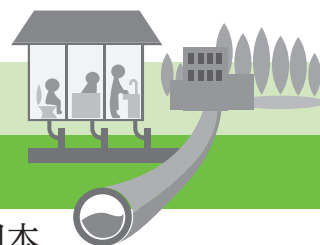


～下水道への接続はお早めに～

9月10日は下水道の日



「下水道の日」は下水道普及率が6%と他国に比べて著しく遅れていた日本の下水道の全国的な普及促進を目的に「全国下水道促進デー」として制定されたことが始まりで、平成13年にはより親しみのある名称として「下水道の日」に変更されました。

下水道事業は、家庭や事業所から出る汚水をきれいな水にして河川などへ放流する事業で、生活環境・公衆衛生の向上や自然・水質の保全が図られるため、笠松町でも町民の皆さんからの強い要望があり、これまで下水道の整備に力を入れて取り組み、当町の**下水道区域内普及率は、約94%(令和8年4月1日現在)**となりました。

下水道事業は整備、維持に多額の費用を要しますが、使用できる全ての皆さまにご使用いただくことで、費用対効果が高まり、本来の目的である生活環境・公衆衛生の向上や自然・水質の保全が達成されます。

下水道の接続は、未来の私たちに対する義務と考え、供用開始区域(公共下水道が使用できる区域)内の方は、速やかな下水道への接続をお願いします。



▲供用開始区域

下水道を使用している皆さんへ



- ・水洗トイレでは、トイレトーパー以外の水に溶けない紙(ティッシュペーパーやウエットティッシュ)や紙おむつなどの衛生用品を流さないでください。
- ・キッチンでは、調理のくずや食べ残し、揚げ物の残り油などを流さないでください。

これらは、排水管の詰まりや下水道処理場の機能を低下させる原因となるばかりか、修理に多額の費用がかかる場合がありますので、適切な下水道の使用にご協力ください。



水道料金の基本料金とメーター使用料の免除期間を3月請求分まで延長します

現在町では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して水道料金の基本料金とメーター使用料の免除を実施していますが、免除期間を令和9年3月請求分まで延長します。



対象者 笠松町水道事業と給水契約をしている水道使用者(官公庁を除く)

免除の対象 ①水道料金の基本料金(下水道使用料は対象外)

※基本水量(2か月あたり20立方メートル)を超えて使用した分は超過料金として請求します。

②メーター使用料(2か月あたり税込110円～4,400円 → 減額後0円)

対象期間 令和8年度3期分(9月請求分)～令和8年度6期分(3月請求分)の8か月分(令和8年度6期分(3月請求分)の2か月分を延長)

手続き 水道料金から基本料金とメーター使用料を差し引いて請求するため、手続きは不要です。

圃水道課 ☎388-1118

ごみの処理は(株)野々村商店に!!

株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業
(笠松町許可)

岐阜市則松2丁目157番地
TEL 058-239-9921

産業廃棄物収集運搬処理業

瑞穂市野田新田3977-1
TEL 058-327-4030



住宅性能保証制度
登録店

総合建設業

安藤建設株式会社

☎058-388-0077

☎058-387-1515

お気軽に
お問い合わせ
ください。

